

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和6年4月5日

奈良県知事 山下 真

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和6年度から令和9年度 奈良県本庁庁舎保安警備等業務委託

(2) 業務内容

①通常業務 24時間体制での本庁庁舎の常駐警備

②臨時業務 奈良公園周辺でのイベント及び屋上開放に伴う警備

(3) 委託業務履行場所

奈良市登大路町30番地・80番地 奈良県本庁庁舎（本庁舎・分庁舎）及びその構内

(4) 履行期間

令和6年6月1日午前8時00分から令和9年6月1日午前8時00分までとします

(5) 事前研修期間

本件入札の落札者は、令和6年5月1日午前8時00分から令和6年6月1日午前8時00分まで、奈良県本庁庁舎にて引き継ぎのための事前研修を警備責任者または副責任者を派遣して実施するものとします。

なお、事前研修にかかる警備員の派遣費用は上記（4）の期間にかかる本契約金額とは別に支払うものとします。

(6) 入札方法

入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための評価算定資料一覧表及び評価項目算定資料並びに入札書を別途指定する日までに提出して下さい。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(5) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県公告第425号）に基づく競争入札資格者名簿に登録されていてかつ次の条件を満たしていること。

ア 営業種目に営業種目コードQ1（建物管理）小分類⑩警備・受付等に主業種で登録されている者。

イ 本社、支社、営業所等の所在地が奈良県内で登録されていること。

(6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受けていること。

(8) 上記（5）のイの事業所において警備業法第2条第1項第1号の業務に係わる警備員指導教育者を選任していること。

(9) 配置登録する警備員は、正規に雇用した社員であって次の要件を満たす者を配置できること。（上記1の（2）の①に適用）

- ア 警備業法による施設警備 1 級又は 2 級の資格を有する者若しくは、建築物の常駐警備を通算 3 年以上経験している者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 14 条第 3 項第 4 号の規定による警備員検定の欠格事項に該当しない者
 - ウ 電話交換業務及び機械警備の操作経験を有する者
- (10) 配置登録された警備員のうち、施設警備 1 級又は 2 級の資格を有する者で建築物の常駐警備を通算 5 年以上経験している者を警備責任者として 1 名及び副責任者として最低 4 名以上選任すること。（上記 1 の（2）の①に適用）
- (11) 配置登録された警備員のうち 5 名以上には、消防法 8 条 2 の 5 及び同 36 条の規定に定める自衛消防業務の講習を受講させることが可能であること。
- (12) 直近 5 年間に下記のアからウのいずれかに該当する規模の建築物で常駐警備業務の契約を締結し、適切に業務を行った実績がある者であること。（1 年間以上の実績）
- ア 地階を除く、階数が 4 階以下の防火対象物にあつては延べ面積 5 万㎡以上
 - イ 地階を除く、階数が 5 階以上 10 階以下の防火対象物にあつては延べ面積 2 万㎡以上
 - ウ 地階を除く、階数が 11 階以上の防火対象物にあつては延べ面積 1 万㎡以上
- (13) 10 億円以上の損害賠償保険に加入していること。
- (14) 奈良県に対し県税の滞納がないこと。
- (15) 奈良県暴力団排除条例（平成 23 年奈良県条例第 35 号）に該当しない者。
- (16) プライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）認証取得事業者又は I SMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）認証取得事業者であること。ただし、公告日から過去 5 年間（公告日から令和 6 年 6 月 1 日までの未履行期間を含む。）において本委託業務を契約締結し誠実に履行した者にあつては、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等を構築している者でも可とします。

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認書類を下記（1）の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することは出来ません。

- (1) 提出期日 令和 6 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出場所 5（1）に示す場所
- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 持参
- (5) 競争入札参加資格確認書類
 - ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式 1）
 - イ 2 の（5）に掲げる競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 2 の（7）に掲げる認定書の写し
 - エ 2 の（8）に掲げる資格者証の写し及び警備業法第 9 条に定める届出書の写し
 - オ 2 の（9）、（10）に掲げる配置登録予定者にかかる氏名及び住所を記載した書類（任意様式、ただし警備責任者及び副責任者を明記すること）、資格者証の写し、経歴書、健康保険被保険者標準報酬決定通知書等社会保険加入を確認できる書類の写し及び、時間外労働・休日労働に関する協定届の写し。
 - カ 2 の（12）を証明する契約締結実績確認書（写し可。1 年以上とする。契約締結実績件数の多寡は問わない。）（別紙様式 2）

なお、契約締結実績確認書に代えて契約締結実績物件の契約書（写し可）でも可能です。ただし、契約締結実績物件の面積及び階数が記載された資料（写し可）を必ず添付してください。
 - キ 2 の（13）を証明する書類
 - ク 2 の（14）を確認できる県税の「滞納のない証明」の納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
 - ケ 2 の（16）を確認できるプライバシーマーク（JIS Q 15001 準拠）登録証又は I SMS（ISO/IEC27001/JIS Q 27001 準拠）登録証の写し。

上記 2 の（16）ただし書きの場合は、個人情報安全管理のためのマネジメントシステム等の構築を

確認できる次に掲げる内容が規定された部分の社内規定等の写し。

(ア) 個人情報管理に関する組織体制、管理者の権限と責任、取り組む体制

(イ) 個人情報の管理方法、利用手順などのルール

(ウ) 個人情報保護に関する意識の向上、モラルの維持、安全管理に関する知識の習得などの研修・教育方法

(エ) ルール等の運用の監視方法

コ 2の(5)イを確認できる法人県民税の納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)

サ 会社概要(パンフレット等会社概要が記載されているもの)

(6) 入札参加資格の可否を、令和6年4月17日(水)までにFAXにて通知します。

入札参加資格確認通知書(正)はFAXした後、各申請者あて郵送いたします。

(7) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、競争入札資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された書類は返却しません。

4 見積根拠資料の提出

入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、積算根拠資料を作成し入札書とともに提出しなければなりません。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部管財課管理係

電話 0742-27-8406

FAX 0742-22-7431

(2) 入札説明書及び仕様書の配布

ア 期間

令和6年4月5日(金)から同4月11日(木)までの午前9時から午後5時まで(奈良県の休日を定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条に規定する休日及び正午から午後1時までを除きます。)とします。

イ 場所

(1)に同じです。

(3) 仕様書等に関する質問(電話連絡のうえFAX)

ア 提出期限

令和6年4月12日(金)午後5時まで

イ 提出先

(1)に同じです

(4) 質問に対する回答閲覧

ア 期間

令和6年4月17日(水)から同4月25日(木)までの午前9時から午後5時まで(奈良県の休日を定める条例(平成元年奈良県条例第32号)第1条に規定する休日及び正午から午後1時までを除きます。)とします。

イ 場所

(1)に同じです。なお、奈良県管財課ホームページ上にも掲載します。

(5) 入開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月24日(水) 午前10時

イ 場所

奈良市登大路町30番地

奈良県本庁舎 情報管理棟内会議室

(6) 入札方法等に関する事項

入札者は、所定の評価項目算定資料一覧表及び評価項目算定資料を作成し、入札書と一緒に同じ

封筒に入れて、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。なお、入札参加資格があると認められ、競争入札に参加する場合は、入札参加資格確認後に奈良県から送付する一般競争入札参加資格確認通知書を当日持参し提示してください。

1 入札

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。入札者は、その提出した評価項目一覧表、評価項目算定資料及び入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできません。

2 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

また、入札書に記載する金額は入札説明書（別紙様式6）業務委託見積根拠資料に基づき、本庁庁舎保安警備等業務（通常業務）（一）～（四）と本庁庁舎保安警備等業務（臨時業務ア屋上業務）（五）と本庁庁舎保安警備等業務（臨時業務イ秘書課前）（六）の合算とし、（別紙様式6）業務委託積算根拠資料の（七）入札書記載金額（（一）～（六）の計）と同じ金額を記載して下さい。

ただし、本庁庁舎保安警備等業務（通常業務）は令和6年6月1日から令和9年6月1日までで本庁庁舎保安警備等業務（臨時業務）を除く総額での契約とし、本庁庁舎保安警備等業務（臨時業務）は1時間あたりの単価契約とします。（仕様書（別紙3）屋上開放に伴う臨時警備（予定）参照）

3 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

4 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する場合は免除します。

5 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし当該落札候補者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

6 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札及び競争入札参加資格確認書類に虚偽の記載がある者のした入札は無効とします。

6 契約の解除等

発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することが出来る。

- (1) 受注者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (2) 受注者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (4) 受注者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 受注者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本契約に係る資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本契約に係る資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができるものとします。

7 契約に係る損害賠償

- (1) 発注者が前条の2の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、県に帰属するものとします。
- (2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければなりません。
- (3) 契約者が第6の(1)に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

8 入札の中止

- (1) 入札の対象となる業務委託に係る予算が議決されない場合は入札を中止します。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められる時は、入札と取り消すときがあります。
- (4)

9 権利義務の譲渡禁止

受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又はその業務の一部もしくは全部を請け負わせることは出来ません。

10 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- (4) 奈良県公契約条例に関する明示

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、別添として「特定公契約特約条項」を添付します。

この契約の受注者となった者は、奈良県公契約条例、奈良県公契約条例施行規則

（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。
(5) 不明な点については、奈良県総務部管財課管理係（電話0742-27-8406）までお問い合わせ下さい。